

松江市 報道提供資料

令和7年2月27日

件名

松江市空家等管理活用支援法人 指定書交付式の開催について

内容

令和6年10月に中間見直しを行った第2次松江市空家等対策計画に基づき、「空家等管理活用支援法人」に、公益社団法人 全日本不動産協会 及び 公益社団法人 島根県宅地建物取引業協会の2団体を指定することとしましたので、指定書交付式を下記のとおり開催します。

なお、この度の「空家等管理活用支援法人」の指定につきましては、島根県内の自治体としては初の指定となります。

日時 令和7年3月10日(月) 9時50分～10時05分

場所 松江市役所 応接室

出席者	公益社団法人 全日本不動産協会島根県本部	本部長	ふなこし たかあき 舟越 隆明 様
	公益社団法人 島根県宅地建物取引業協会	副会長	かとう しんや 加藤 慎也 様

松江市長	上定 昭仁
松江市まちづくり部	部長 石本 彰
	政策監 永井 秀之

【問い合わせ】

まちづくり部 住宅政策課 担当：江藤・井上 電話：0852-55-5923

松江市空家等管理活用支援法人 指定の概要

空家等管理活用支援法人

市町村が、空家の活用や管理に取り組む社団法人等を指定。
民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、市町村の補完的役割を担う。

経緯

令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度が創設された。

指定の根拠となる法令

空家等対策の推進に関する特別措置法 第23条第1項

松江市が求める業務内容

市と連携し、空家等の利活用の促進を図るために、建物査定等調査を行いその結果を踏まえ、所有者等に対し利活用の方法に関する助言・提案その他必要な支援を行う。

（空家等対策の推進に関する特別措置法 第24条第1号関係）

指定の主な要件

- NPO法人、一般社団法人、一般財団法人であること（公益社団法人、公益財団法人を含む）
- 島根県 または 鳥取県に事務所等があること
- 支援法人として行う業務が、松江市の空家等対策の推進に資すると認められること
- 申請者や構成員が暴力団等と関係がないこと ほか

その他

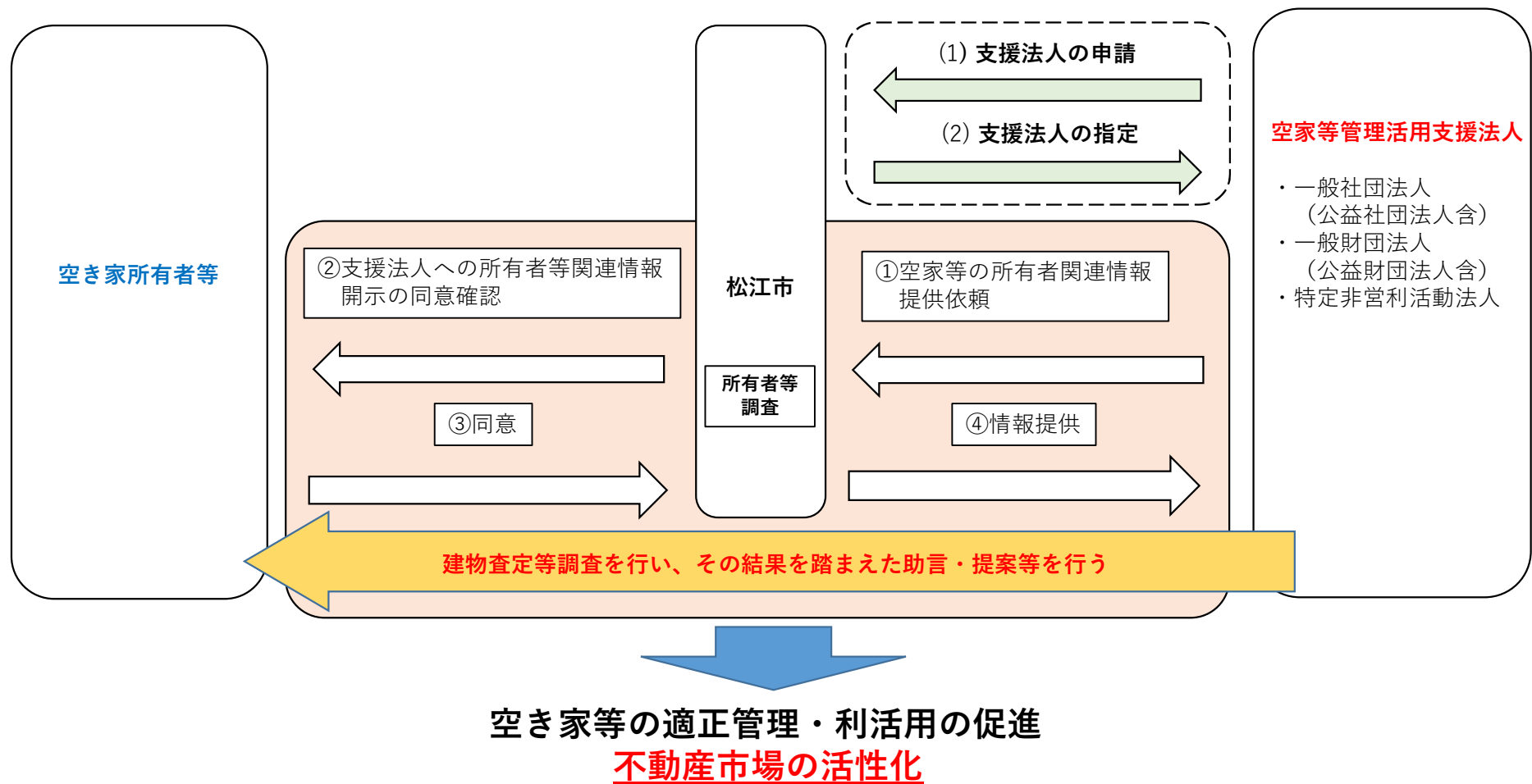
- 指定の有効期間は5年とする
- 申請にあたっては事前協議を行う

空家等管理活用支援法人の指定

空家等管理活用支援法人

【連携内容】

支援法人が空家等の所有者等を確認することができず、市に当該空家等の所有者関連情報の提供を依頼した場合、市は依頼に応じ所有者等を調査して開示の同意が得られれば、支援法人に情報の提供を行う。





法人の概要

【所在地】 東京都千代田区紀尾井町

【設 立】 昭和27年10月

【代表者】 理事長 中村 裕昌

昭和27年「宅地建物取引業法」が初めて公布されたのを機に、同年設立された業界最古の歴史を誇る不動産業者の全国組織。

不動産取引の公正化や不動産の有効利用促進などを目的とし、各都道府県に地方本部を設置している。

所属会員数 約37,000社（R6.3時点）

■全日本不動産協会 島根県本部（指定する法人の松江市における事務所）

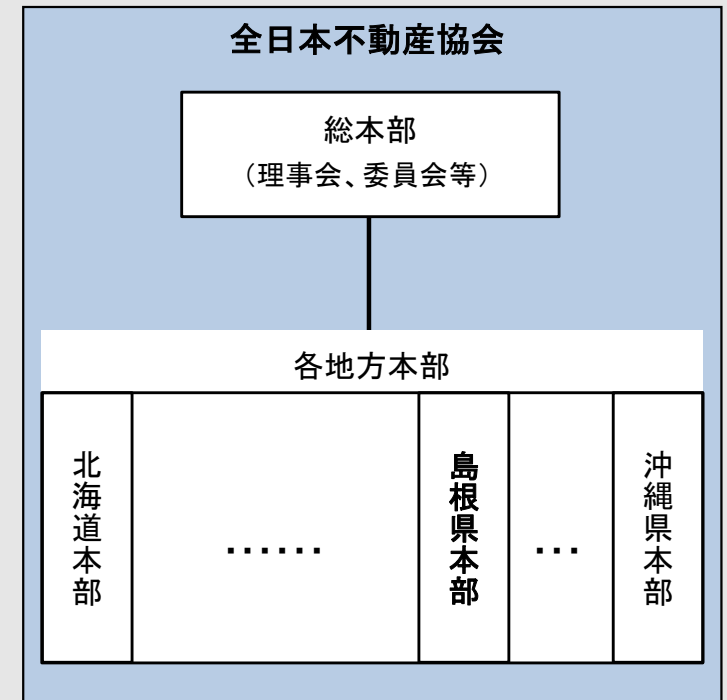
【所在地】 島根県松江市東朝日町

【設 立】 昭和59年11月

【代表者】 本部長 舟越 隆明

所属会員数 140社（R7.2時点、うち松江地区 59社）

協会の構成図



業務の内容：松江市と連携し、空家等の利活用の促進を図るために、建物査定等調査を行いその結果を踏まえ、所有者等に対し利活用の方法に関する助言・提案その他必要な支援を行う。

指定の期間：令和7年3月 から 令和12年3月 まで（5年間）



法人の概要

【所在地】 島根県松江市寺町

【設 立】 昭和41年4月

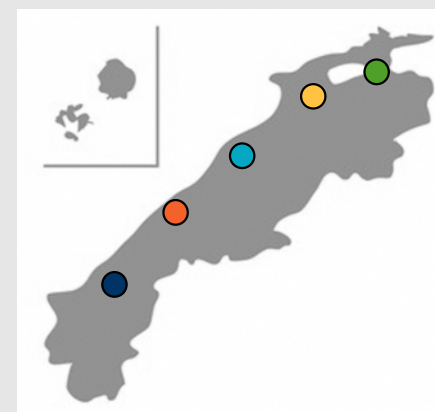
【代表者】 会長 藤原 美知

「社団法人 島根県宅地建物取引員会」として昭和41年に設立。
島根県内 約7割の宅建業者で構成される県下最大の不動産団体。
不動産取引の公正化や、地域社会の健全な発達に寄与することなどを
目的としている。

島根県内の各エリアごとに「宅建センター」を設け、相談等に対応。

所属会員数 309社（R7.2時点、うち松江地区 123社）

協会の構成図



- 松江宅建センター
- 出雲宅建センター
- 大田宅建センター
- 浜田宅建センター
- 益田宅建センター

業務の内容：松江市と連携し、空家等の利活用の促進を図るために、建物査定等調査を行いその結果を踏まえ、所有者等に対し利活用の方法に関する助言・提案その他必要な支援を行う。

指定の期間：令和7年3月 から 令和12年3月 まで （5年間）